

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧		新		備 考																																		
第 1 章 第 3 節 ＜旧 P19＞	第 2 防災関係機関等の業務大綱 8 協力機関 <table><tr><td>砺波管工事業協同組合</td><td>① 災害時における上・下水道施設復旧活動への協力に 関すること ②（追加）</td></tr></table>		砺波管工事業協同組合	① 災害時における上・下水道施設復旧活動への協力に 関すること ②（追加）	第 2 防災関係機関等の業務大綱 8 協力機関 <table><tr><td>砺波管工事業協同組合</td><td>① 災害時における上・下水道施設復旧活動への協力に 関すること ② <u>大雪時における除排雪作業への協力に関すること</u></td></tr></table>		砺波管工事業協同組合	① 災害時における上・下水道施設復旧活動への協力に 関すること ② <u>大雪時における除排雪作業への協力に関すること</u>	災 害 協 定 の 内 容 更 新																														
砺波管工事業協同組合	① 災害時における上・下水道施設復旧活動への協力に 関すること ②（追加）																																						
砺波管工事業協同組合	① 災害時における上・下水道施設復旧活動への協力に 関すること ② <u>大雪時における除排雪作業への協力に関すること</u>																																						
第 1 章 第 4 節 ＜旧 P22＞	第 2 社会環境 1 人口 平成 16 年 11 月 1 日、旧砺波市と旧庄川町が合併し、新砺波市が発足し、合併後の総人口は、49,180 人（平成 16 年 10 月 31 日現在住民基本台帳数値）となり、令和 <u>7</u> 年 1 月 1 日現在の人口は <u>46,674</u> 人（外国人登録者数含）となった。		第 2 社会環境 1 人口 平成 16 年 11 月 1 日、旧砺波市と旧庄川町が合併し、新砺波市が発足し、合併後の総人口は、49,180 人（平成 16 年 10 月 31 日現在住民基本台帳数値）となり、令和 <u>8</u> 年 1 月 1 日現在の人口は <u>46,357</u> 人（外国人登録者数含）となった。		時点修正																																		
第 2 章 第 2 節 ＜旧 P32＞	第 1 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険溪流 【土木課／都市整備課／農地林務課／県土木部／県農林水産部】 <table><tr><td>区 分</td><td>ランク</td><td>箇所数</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>地すべり危険箇所</td><td></td><td><u>36</u>箇所</td><td rowspan="4">土地の一部が地下水等に起因してすべ る現象により被害を及ぼすおそれのあ る箇所</td></tr><tr><td>国土交通省分</td><td></td><td>14 箇所</td></tr><tr><td>林野庁分</td><td></td><td><u>10</u>箇所</td></tr><tr><td>農村振興局分</td><td></td><td><u>12</u>箇所</td></tr></table>		区 分	ランク	箇所数	摘 要	地すべり危険箇所		<u>36</u> 箇所	土地の一部が地下水等に起因してすべ る現象により被害を及ぼすおそれのあ る箇所	国土交通省分		14 箇所	林野庁分		<u>10</u> 箇所	農村振興局分		<u>12</u> 箇所	第 1 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険溪流 【土木課／都市整備課／農地林務課／県土木部／県農林水産部】 <table><tr><td>区 分</td><td>ランク</td><td>箇所数</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>地すべり危険箇所</td><td></td><td><u>38</u>箇所</td><td rowspan="4">土地の一部が地下水等に起因してすべ る現象により被害を及ぼすおそれのあ る箇所</td></tr><tr><td>国土交通省分</td><td></td><td>14 箇所</td></tr><tr><td>林野庁分</td><td></td><td><u>11</u>箇所</td></tr><tr><td>農村振興局分</td><td></td><td><u>13</u>箇所</td></tr></table>		区 分	ランク	箇所数	摘 要	地すべり危険箇所		<u>38</u> 箇所	土地の一部が地下水等に起因してすべ る現象により被害を及ぼすおそれのあ る箇所	国土交通省分		14 箇所	林野庁分		<u>11</u> 箇所	農村振興局分		<u>13</u> 箇所	時点修正
区 分	ランク	箇所数	摘 要																																				
地すべり危険箇所		<u>36</u> 箇所	土地の一部が地下水等に起因してすべ る現象により被害を及ぼすおそれのあ る箇所																																				
国土交通省分		14 箇所																																					
林野庁分		<u>10</u> 箇所																																					
農村振興局分		<u>12</u> 箇所																																					
区 分	ランク	箇所数	摘 要																																				
地すべり危険箇所		<u>38</u> 箇所	土地の一部が地下水等に起因してすべ る現象により被害を及ぼすおそれのあ る箇所																																				
国土交通省分		14 箇所																																					
林野庁分		<u>11</u> 箇所																																					
農村振興局分		<u>13</u> 箇所																																					
第 2 章 第 2 節 ＜旧 P35＞	第 2 山腹崩壊危険地区【土木課／農地林務課／県土木部／県農林水産部】 <table><tr><td>区 分</td><td>箇所数</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>山腹崩壊危険地区</td><td><u>47</u>箇所</td><td>自然現象により発生した山腹崩壊地（山崩 れ）または荒廃移行地</td></tr></table>		区 分	箇所数	摘 要	山腹崩壊危険地区	<u>47</u> 箇所	自然現象により発生した山腹崩壊地（山崩 れ）または荒廃移行地	第 2 山腹崩壊危険地区【土木課／農地林務課／県土木部／県農林水産部】 <table><tr><td>区 分</td><td>箇所数</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>山腹崩壊危険地区</td><td><u>49</u>箇所</td><td>自然現象により発生した山腹崩壊地（山崩 れ）または荒廃移行地</td></tr></table>		区 分	箇所数	摘 要	山腹崩壊危険地区	<u>49</u> 箇所	自然現象により発生した山腹崩壊地（山崩 れ）または荒廃移行地	時点修正																						
区 分	箇所数	摘 要																																					
山腹崩壊危険地区	<u>47</u> 箇所	自然現象により発生した山腹崩壊地（山崩 れ）または荒廃移行地																																					
区 分	箇所数	摘 要																																					
山腹崩壊危険地区	<u>49</u> 箇所	自然現象により発生した山腹崩壊地（山崩 れ）または荒廃移行地																																					
第 2 章 第 2 節 ＜旧 P35＞	1 <u>土砂災害危険箇所</u> の予防措置 (4) <u>土砂災害危険箇所</u> に関する情報の提供、降雨時の対応方法について、パンフレッ ト、ハザードマップ、広報誌等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底するもの とする。		1 <u>土砂災害警戒区域</u> の予防措置 (4) <u>土砂災害警戒区域</u> に関する情報の提供、降雨時の対応方法について、パンフレッ ト、ハザードマップ、広報誌等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底するもの とする。		名称の変更																																		

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 2 章 第 2 節 ＜旧 P36＞	第 5 防災重点農業用ため池【農地林務課／県農林水産部】 1 ため池数 <u>25</u> か所（内、防災重点ため池 <u>19</u> か所） 2 市及び防災関係機関は、防災重点農業用ため池について実態を調査把握するものとする。 3 ため池等整備事業により防災重点農業用ため池 <u>箇所</u> の整備を計画するものとする。 4 ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努めるものとする。また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに、貯水制限等の措置を講じておくものとする。 5 市が作成したハザードマップ等により、防災重点農業用ため池の決壊被害区域、ため池の決壊時における伝達方法、避難場所等の必要な事項を市民に周知させるよう努めるものとする。 （資料 1－11 防災重点農業用ため池 <u>危険箇所</u> 一覧表）	第 5 防災重点農業用ため池【農地林務課／県農林水産部】 1 ため池数 <u>78</u> か所（内、防災重点ため池 <u>21</u> か所） 2 市及び防災関係機関は、防災重点農業用ため池について実態を調査把握するものとする。 3 ため池等整備事業により防災重点農業用ため池（ <u>削除</u> ）の整備を計画するものとする。 4 ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努めるものとする。また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに、貯水制限等の措置を講じておくものとする。 5 市が作成したハザードマップ等により、防災重点農業用ため池の決壊被害区域、ため池の決壊時における伝達方法、避難場所等の必要な事項を市民に周知させるよう努めるものとする。 （資料 1－11 防災重点農業用ため池（ <u>削除</u> ）一覧表）	時点修正
第 2 章 第 2 節 ＜旧 P37＞	第 6 重要水防箇所及び浸水想定区域【土木課／県土木部】 エ 本防災計画において定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、 <u>洪水</u> ハザードマップ（ <u>平成 3 1 年 3 月</u> 改訂）等により市民に周知するものとする。	第 6 重要水防箇所及び浸水想定区域【土木課／県土木部】 エ 本防災計画において定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、 <u>水害</u> ハザードマップ（ <u>令和 8 年 5 月</u> 改訂）等により市民に周知するものとする。	洪水ハザードマップ見直しに伴う修正
第 2 章 第 3 節 ＜旧 P42＞	第 1 ライフライン施設等の防災性強化 【（ <u>追加</u> ） <u>上下水道課／北陸電力㈱</u> となみ野営業所／北陸電力送配電㈱となみ野配電センター／NTT 西日本㈱富山支店／（一社）富山県エル・ピー・ガス協会砺波支部】 <u>（追加）</u> 1 上水道施設の整備【上下水道課】 2 下水道施設の整備【上下水道課】 3 電力施設の整備【北陸電力㈱となみ野営業所／北陸電力送配電㈱となみ野配電センター】 4 電話施設の整備【NTT 西日本㈱富山支店】 5 <u>L P</u> ガス設備の整備【（一社）富山県エルピーガス協会砺波支部】	第 1 ライフライン施設等の防災性強化 【 <u>総務課／</u> 上下水道課／北陸電力㈱となみ野営業所／北陸電力送配電㈱となみ野配電センター／NTT 西日本㈱富山支店／（一社）富山県エル・ピー・ガス協会砺波支部】 <u>1 災害用防災井戸の整備【総務課】</u> <u>市は、所管施設の既存井戸を応急用の生活用水（飲料を除く）として活用できるようにし、発災時の水源の確保を図るものとする。</u> <u>(1) 公共施設における代替水源の確保と機能強化</u> <u>指定避難所等の公共施設に設置されている既設井戸を発災時の代替水源として有効活用するため、既存電気施設を改修した応急給水栓の設置や、停電時でも揚水可能な手押しポンプの設置など、防災機能を強化するための整備を計画的に推進する。</u> <u>2</u> 上水道施設の整備【上下水道課】 <u>3</u> 下水道施設の整備【上下水道課】 <u>4</u> 電力施設の整備【北陸電力㈱となみ野営業所／北陸電力送配電㈱となみ野配電センター】 <u>5</u> 電話施設の整備【NTT 西日本㈱富山支店】 <u>6</u> <u>L P</u> ガス設備の整備【（一社）富山県エルピーガス協会砺波支部】	防災基本計画の改正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 2 章 第 4 節 ＜旧 P48＞	第 5 業務継続体制の確保 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の確保に努めるものとする。 <u>（追加）</u>	第 5 業務継続体制の確保 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の確保に努めるものとする。 <u>県及び市は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u> <u>市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u>	防災基本計画 の改正
第 2 章 第 4 節 ＜旧 P50＞	第 7 相互応援体制の整備【総務課／消防本部】 （1） 地方公共団体間の相互応援 （略） 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や <u>廃棄物処理等</u> の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。	第 7 相互応援体制の整備【総務課／消防本部】 （1） 地方公共団体間の相互応援 （略） 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や <u>災害廃棄物処理等</u> の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。	防災基本計画 の改正
第 2 章 第 4 節 ＜旧 P51＞	第 4 節 防災活動体制の整備 第 10 <u>災害復旧・復興への備え</u> <u>（追加）</u> 1 災害廃棄物の発生への対応 （略） 民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 <u>（追加）</u>	第 4 節 防災活動体制の整備 第 10 <u>復興事前準備の実施</u> <u>県及び市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとするとし、国は、これを推進するものとする。</u> <u>第 11 災害復旧・復興への備え</u> 1 災害廃棄物の発生への対応 （略） 民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 <u>県及び市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u>	防災基本計画 の改正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 2 章 第 5 節 ＜旧 P57＞	第 2 避難体制の整備 1 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定【総務課】 (2) 指定避難所又はその近傍で、 <u>水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備を図る。</u> なお、備蓄物質の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するよう努める。 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。	第 2 避難体制の整備 1 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定【総務課】 (2) 指定避難所又はその近傍で、 <u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に 1 回、広く住民に公表するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LP ガス設備等の整備に努めるとともに、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量(最低 3 日間、推奨 1 週間)を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。</u> なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するように努める。 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。	防災基本計画 の改正
第 2 章 第 5 節 ＜旧 P61＞	第 3 飲料水、食料及び生活必需品の確保 県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。	第 3 飲料水、食料及び生活必需品の確保 県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に <u>新物資システム(B－P L o)</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 <u>県及び市は、新物資システム(B－P L o)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u>	防災基本計画 の改正
第 2 章 第 8 節 ＜旧 P78＞	第 3 防災訓練の実施【総務課】 <u>(追加)</u>	第 3 防災訓練の実施【総務課】 <u>2 防災関連システムの利活用促進や操作習熟</u> <u>国、県及び市は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u>	防災基本計画 の改正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 2 章 第 9 節 ＜旧 P85＞	第 2 災害危険地域の調査研究の推進 1 洪水危険地域の調査把握【土木課／総務課／消防本部】 浸水実績、浸水想定区域等を公表し、溢水、湛水等による災害発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするほか、災害発生時における危険区域の調査の実施の推進に努めるものとする。 市は、<u>洪水</u>ハザードマップ※（平成 3 1 年 3 月改訂）についてさらに計算精度を上げるべく計算方法の開発やデータの更新を必要に応じて図っていくものとする。 ※ <u>洪水</u>ハザードマップ 破堤、氾濫等の水害時における被害を最小限に食い止めることを目的として、浸水情報、避難情報等の各種情報を分かりやすく図面等に表示したもので、市町村を基本的な単位として作成するもの。	第 2 災害危険地域の調査研究の推進 1 洪水危険地域の調査把握【土木課／総務課／消防本部】 浸水実績、浸水想定区域等を公表し、溢水、湛水等による災害発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするほか、災害発生時における危険区域の調査の実施の推進に努めるものとする。 市は、<u>水害</u>ハザードマップ※（令和 8 年 5 月改訂）についてさらに計算精度を上げるべく計算方法の開発やデータの更新を必要に応じて図っていくものとする。 ※ <u>水害</u>ハザードマップ 破堤、氾濫等の水害時における被害を最小限に食い止めることを目的として、浸水情報、避難情報等の各種情報を分かりやすく図面等に表示したもので、市町村を基本的な単位として作成するもの。	洪水ハザードマップ見直しに伴う修正
第 3 章 第 1 節 ＜旧 P89＞	第 1 予警報の収集伝達計画 2 受信及び伝達する予警報の種類と内容【総務課／土木課／消防本部】 （1）特別警報・<u>（追加）</u>・警報・注意報及び<u>府県気象情報、（追加）</u> イ <u>（追加）</u> ウ エ 富山県気象<u>（追加）</u>情報 特別警報・警報・注意報に先立って注意<u>（追加）</u>を喚起する場合や、特別警報・警報・<u>注意報</u>が発表された後の経過や予想、防災上の<u>注意</u>を解説する場合等に発表するものである。 オ <u>記録的短時間大雨情報</u> 県内で、<u>（追加）</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な<u>短時間の大雨（追加）</u>を観測又は解析したときに、<u>府県気象情報の一種として発表するものである。</u> カ	第 1 予警報の収集伝達計画 2 受信及び伝達する予警報の種類と内容【総務課／土木課／消防本部】 （1）特別警報・警報・注意報及び府県気象情報 イ <u>危険警報</u> <u>気象現象により重大な災害等がおこるおそれが大きく、避難が必要なときに発表するものである。</u> ウ 警報 エ 注意報 オ 富山県気象<u>解説</u>情報 <u>警報等</u>に先立って注意・<u>警戒</u>を<u>呼びかけられる</u>場合や、<u>警報等</u>が発表された後の経過や予想、防災上の<u>留意点</u>を解説する場合等に発表するものである。 カ <u>富山県気象防災速報（記録的短時間大雨）</u> 県内で、<u>レベル 3 大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨<u>（1 時間降水量）</u>を観測又は解析<u>された場合に</u>発表するものである。	新たな防災気象情報の運用に伴う修正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 3 章 第 1 節 ＜旧 P90＞	(5) 土砂災害警戒情報（追加） 富山県と富山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに発表するものである。 (6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、都道府県の一次細分区域単位で（追加）発表するものである。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、都道府県の一次細分区域単位で（追加）発表するものである。 なお、この情報の有効期間は、発表から約 1 時間である。	(5) 土砂災害警戒情報（レベル 4 土砂災害危険警報） 市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、富山県と富山地方気象台が共同で発表する。令和 8 年 5 月から、気象業務法第 13 条第 1 項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル 4 土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。 (6) 富山県気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、都道府県の一次細分区域単位で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁が発表するものである。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、都道府県の一次細分区域単位で気象防災速報（竜巻目撃）として発表するものである。 なお、これら情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。	新たな防災気象情報の運用に伴う修正
第 3 章 第 1 節 ＜旧 P90＞	3 予警報の受信、伝達及び非常配備【企画政策課／D X 推進課／総務課／土木課／消防本部】 (1) 気象等に関する予警報の伝達系統 ウ 関係機関への伝達 （イ）水防警報、避難判断水位到達情報及び（追加）土砂災害警戒情報 市（総務課、土木課、消防本部）は、水防法に定める水防警報、県知事から避難判断水位到達情報及び（追加）土砂災害警戒情報を受けたときは、速やかに関係機関に周知徹底するものとする。	3 予警報の受信、伝達及び非常配備【企画政策課／D X 推進課／総務課／土木課／消防本部】 (1) 気象等に関する予警報の伝達系統 ウ 関係機関への伝達 （イ）水防警報、避難判断水位到達情報及びレベル 4 土砂災害危険警報 市（総務課、土木課、消防本部）は、水防法に定める水防警報、県知事から避難判断水位到達情報及びレベル 4 土砂災害危険警報が発表されたときは、速やかに関係機関に周知徹底するものとする。	新たな防災気象情報の運用に伴う修正
第 3 章 第 1 節 ＜旧 P96＞	第 3 災害未然防止活動の実施 4 土砂災害の措置【総務課／土木課／各課】 ア 警戒体制をとるべき時期 （イ）（追加）土砂災害警戒情報及び記録的短時間大雨情報等が発表されたとき	第 3 災害未然防止活動の実施 4 土砂災害の措置【総務課／土木課／各課】 ア 警戒体制をとるべき時期 （イ）レベル 4 土砂災害危険警報及び富山県気象防災速報（記録的短時間大雨）等が発表されたとき	新たな防災気象情報の運用に伴う修正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 3 章 第 2 節 ＜旧 P101＞	第 3 水害の避難指示等 1 避難対象地域 庄川の氾濫により避難を要する区域は、「浸水深が 0.5m 以上の区域」とし、早期の立退き避難が必要な区域として設定する。避難指示等の対象となる「早期の立退き避難が必要な区域」は、<u>洪水</u>ハザードマップのとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。 (2) 「早期の立退き避難が必要な区域」特定の際に参考とした庄川水系洪水浸水想定区域図、砺波市洪水ハザードマップは、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。 （資料 1－15－1 庄川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）） （資料 1－15－2 庄川水系洪水浸水想定区域図（計画規模）） （資料 1－15－3 砺波市<u>洪水</u>ハザードマップ）	第 3 水害の避難指示等 1 避難対象地域 庄川の氾濫により避難を要する区域は、「浸水深が 0.5m 以上の区域」とし、早期の立退き避難が必要な区域として設定する。避難指示等の対象となる「早期の立退き避難が必要な区域」は、<u>水害</u>ハザードマップのとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。 (2) 「早期の立退き避難が必要な区域」特定の際に参考とした庄川水系洪水浸水想定区域図、砺波市<u>水害</u>ハザードマップは、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。 （資料 1－15－1 庄川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）） （資料 1－15－2 庄川水系洪水浸水想定区域図（計画規模）） （資料 1－15－3 砺波市<u>水害</u>ハザードマップ）	洪水ハザードマップ見直しに伴う修正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考																																														
第 3 章 第 2 節 ＜旧 P104＞	5 洪水ハザードマップにおいて利用が制限される避難施設 次の避難施設は、水害時の状況によっては床上浸水のおそれがあるため避難所の開設及び避難誘導をしないものとする。なお、一階のみ利用できない施設は、この限りではない。また、このことについて自主防災組織及び地域住民に対し周知するものとする。 <table><tr><th>区 域</th><th>利用状況</th><th>場 所</th></tr><tr><td rowspan="2">出町地区</td><td>全階利用不適</td><td>中神公民館</td></tr><tr><td>1 階利用不適</td><td>春日町公民館、南町公民館、新富町公民館、太郎丸公民館、深江公民館</td></tr><tr><td>庄下地区</td><td>全階利用不適</td><td>庄下保育所、大門公民館、矢木団地集会場</td></tr><tr><td>五鹿屋地区</td><td>1 階利用不適</td><td>北島公民館</td></tr><tr><td>若林地区</td><td>全階利用不適</td><td>西中公民館</td></tr><tr><td>高波地区</td><td>全階利用不適</td><td>荒屋公民館</td></tr><tr><td rowspan="2">油田地区</td><td>全階利用不適</td><td>三郎丸公民館、千代公民館</td></tr><tr><td>1 階利用不適</td><td>油田自治振興会館</td></tr><tr><td>南般若地区</td><td>全階利用不適</td><td>東部保育所、秋南公民館</td></tr><tr><td>柳瀬地区</td><td>全階利用不適</td><td>県西部体育センター、久遠寺公民館、柳瀬東町公民館、柳瀬中町公民館、柳瀬西町公民館、新町公民館、東開発公民館、下中条公民館 松ノ木公民館</td></tr><tr><td>太田地区</td><td>全階利用不適</td><td>祖泉公民館、太田西区公民館</td></tr><tr><td>般若地区</td><td>全階利用不適</td><td>庄東小学校、頼成農業構造改善センター</td></tr><tr><td>東般若地区</td><td>全階利用不適</td><td>東般若農村振興会館、権正寺公民館、八十歩公民館、高池公民館、坊村公民館、田中公民館、大坪公民館、石坂公民館</td></tr><tr><td>青島地区</td><td>全階利用不適</td><td>就業改善センター、庄川生涯学習センター、庄川体育センター、青島第一公民館、東部公民館、雄心公民館</td></tr><tr><td>種田地区</td><td>全階利用不適</td><td>天正構造改善センター、古上野公民館</td></tr></table> （追加） （資料 1－15－1 庄川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）） （資料 1－15－2 庄川水系洪水浸水想定区域図（計画規模）） （資料 1－15－3 砺波市洪水ハザードマップ）	区 域	利用状況	場 所	出町地区	全階利用不適	中神公民館	1 階利用不適	春日町公民館、南町公民館、新富町公民館、太郎丸公民館、深江公民館	庄下地区	全階利用不適	庄下保育所、大門公民館、矢木団地集会場	五鹿屋地区	1 階利用不適	北島公民館	若林地区	全階利用不適	西中公民館	高波地区	全階利用不適	荒屋公民館	油田地区	全階利用不適	三郎丸公民館、千代公民館	1 階利用不適	油田自治振興会館	南般若地区	全階利用不適	東部保育所、秋南公民館	柳瀬地区	全階利用不適	県西部体育センター、久遠寺公民館、柳瀬東町公民館、柳瀬中町公民館、柳瀬西町公民館、新町公民館、東開発公民館、下中条公民館 松ノ木公民館	太田地区	全階利用不適	祖泉公民館、太田西区公民館	般若地区	全階利用不適	庄東小学校、頼成農業構造改善センター	東般若地区	全階利用不適	東般若農村振興会館、権正寺公民館、八十歩公民館、高池公民館、坊村公民館、田中公民館、大坪公民館、石坂公民館	青島地区	全階利用不適	就業改善センター、庄川生涯学習センター、庄川体育センター、青島第一公民館、東部公民館、雄心公民館	種田地区	全階利用不適	天正構造改善センター、古上野公民館	5 水害ハザードマップにおいて利用が制限される避難施設 <u>指定避難所等の水害時に不適「×」となっている施設は、状況によっては床上浸水のおそれがあるため避難所の開設及び避難誘導はしないものとする。なお、2 階以上利用可能「△」となっている施設は、その限りでない。また、このことについて自主防災組織及び地域住民に対し周知するものとする。</u> <u>（表の削除）</u> <u>（資料 2－11 指定緊急避難場所の状況）</u> <u>（資料 2－12 指定避難所の状況）</u> <u>（資料 2－12 その他避難所の状況）</u> （資料 1－15－1 庄川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）） （資料 1－15－2 庄川水系洪水浸水想定区域図（計画規模）） （資料 1－15－3 砺波市水害ハザードマップ）	洪水ハザードマップの見直しに伴う修正
区 域	利用状況	場 所																																															
出町地区	全階利用不適	中神公民館																																															
	1 階利用不適	春日町公民館、南町公民館、新富町公民館、太郎丸公民館、深江公民館																																															
庄下地区	全階利用不適	庄下保育所、大門公民館、矢木団地集会場																																															
五鹿屋地区	1 階利用不適	北島公民館																																															
若林地区	全階利用不適	西中公民館																																															
高波地区	全階利用不適	荒屋公民館																																															
油田地区	全階利用不適	三郎丸公民館、千代公民館																																															
	1 階利用不適	油田自治振興会館																																															
南般若地区	全階利用不適	東部保育所、秋南公民館																																															
柳瀬地区	全階利用不適	県西部体育センター、久遠寺公民館、柳瀬東町公民館、柳瀬中町公民館、柳瀬西町公民館、新町公民館、東開発公民館、下中条公民館 松ノ木公民館																																															
太田地区	全階利用不適	祖泉公民館、太田西区公民館																																															
般若地区	全階利用不適	庄東小学校、頼成農業構造改善センター																																															
東般若地区	全階利用不適	東般若農村振興会館、権正寺公民館、八十歩公民館、高池公民館、坊村公民館、田中公民館、大坪公民館、石坂公民館																																															
青島地区	全階利用不適	就業改善センター、庄川生涯学習センター、庄川体育センター、青島第一公民館、東部公民館、雄心公民館																																															
種田地区	全階利用不適	天正構造改善センター、古上野公民館																																															

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考												
第 3 章 第 2 節 ＜旧 P112＞	3 土砂災害時における避難指示等発令基準（具体的な考え方） ○ 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や<u>土砂災害危険箇所</u>の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する <table><tr><th>避難指示等</th><th>発 令 基 準</th></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td> ・（追加）大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達</u>」する場合 ・（追加）大雨注意報が発表され、<u>当該注意報の中で</u>、夜間～翌日早朝に（追加）大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 </td></tr><tr><td>避難指示</td><td> ・（追加）土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ・（追加）大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、<u>記録的短時間大雨情報</u>が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水位の変化等）が発見された場合 </td></tr></table> ※土砂災害に関するメッシュ情報とは、「<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u>」と富山県が 提供する「<u>土砂災害危険度をより詳しく示した情報</u>」をまとめた呼称です。	避難指示等	発 令 基 準	高齢者等避難	・（追加）大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達</u>」する場合 ・（追加）大雨注意報が発表され、<u>当該注意報の中で</u>、夜間～翌日早朝に（追加）大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	避難指示	・（追加）土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ・（追加）大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、<u>記録的短時間大雨情報</u>が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水位の変化等）が発見された場合	3 土砂災害時における避難指示等発令基準（具体的な考え方） ○ 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や<u>土砂災害警戒区域</u>の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。 <table><tr><th>避難指示等</th><th>発 令 基 準</th></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td> ・ <u>レベル 3 土砂災害警報</u>が発表された場合 ・ <u>レベル 2 土砂災害</u>注意報が発表され、<u>時系列情報</u>で、夜間～翌日早朝に <u>レベル 3 土砂災害警報を見込んで</u>いる場合 </td></tr><tr><td>避難指示</td><td> ・ <u>レベル 4（氾濫危険警報、大雨危険警報、土砂災害危険警報）</u>が発表された場合 ・ 土砂 <u>キキクル</u>で「<u>危険（紫）</u>」が表示された場合、<u>または富山県が提供する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」</u>で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ・ <u>レベル 3 土砂災害警報</u>が発表されている状況で、<u>気象防災速報（記録的短時間大雨）</u>が発表された場合 ・ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水位の変化等）が発見された場合 </td></tr></table> <u>（削除）</u>	避難指示等	発 令 基 準	高齢者等避難	・ <u>レベル 3 土砂災害警報</u>が発表された場合 ・ <u>レベル 2 土砂災害</u>注意報が発表され、<u>時系列情報</u>で、夜間～翌日早朝に <u>レベル 3 土砂災害警報を見込んで</u>いる場合	避難指示	・ <u>レベル 4（氾濫危険警報、大雨危険警報、土砂災害危険警報）</u>が発表された場合 ・ 土砂 <u>キキクル</u>で「<u>危険（紫）</u>」が表示された場合、<u>または富山県が提供する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」</u>で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ・ <u>レベル 3 土砂災害警報</u>が発表されている状況で、<u>気象防災速報（記録的短時間大雨）</u>が発表された場合 ・ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水位の変化等）が発見された場合	新たな防災気象情報の運用に伴う修正
避難指示等	発 令 基 準														
高齢者等避難	・（追加）大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達</u>」する場合 ・（追加）大雨注意報が発表され、<u>当該注意報の中で</u>、夜間～翌日早朝に（追加）大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合														
避難指示	・（追加）土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ・（追加）大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、<u>記録的短時間大雨情報</u>が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水位の変化等）が発見された場合														
避難指示等	発 令 基 準														
高齢者等避難	・ <u>レベル 3 土砂災害警報</u>が発表された場合 ・ <u>レベル 2 土砂災害</u>注意報が発表され、<u>時系列情報</u>で、夜間～翌日早朝に <u>レベル 3 土砂災害警報を見込んで</u>いる場合														
避難指示	・ <u>レベル 4（氾濫危険警報、大雨危険警報、土砂災害危険警報）</u>が発表された場合 ・ 土砂 <u>キキクル</u>で「<u>危険（紫）</u>」が表示された場合、<u>または富山県が提供する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」</u>で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ・ <u>レベル 3 土砂災害警報</u>が発表されている状況で、<u>気象防災速報（記録的短時間大雨）</u>が発表された場合 ・ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水位の変化等）が発見された場合														

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考																								
第 3 章 第 3 節 ＜旧 P114＞	第 3 節 応急活動体制 第 1 市職員配備計画【総務課】 1 配備基準	第 3 節 応急活動体制 第 1 市職員配備計画【総務課】 1 配備基準	新たな防災気象情報の運用に伴う修正																								
	<table><tr><th>種別</th><th>配備基準</th><th>職員配備体制</th></tr><tr><td>第 1 非常配備 〔準備体制〕</td><td>① <u>大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、竜巻注意情報</u>のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき</td><td>総務課長 総務課職員 企画政策課職員 DX推進課職員 } 最低 4 名体制 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制（追加） ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。</td></tr><tr><td>第 2 非常配備 〔警戒体制〕</td><td>① <u>大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報</u>のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 「警戒体制をとる場合の基準雨量」に規定した第 1 警戒体制雨量を超えたとき <u>土砂災害警戒情報</u>を受信したとき ③ その他市長が必要と認めたとき</td><td>災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課 DX推進課 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。</td></tr><tr><td>第 3 非常配備 〔非常体制〕</td><td>① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき</td><td>災害対策本部の設置 ◎全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。</td></tr></table>	種別		配備基準	職員配備体制	第 1 非常配備 〔準備体制〕	① <u>大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、竜巻注意情報</u> のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	総務課長 総務課職員 企画政策課職員 DX推進課職員 } 最低 4 名体制 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制（追加） ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。	第 2 非常配備 〔警戒体制〕	① <u>大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報</u> のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 「警戒体制をとる場合の基準雨量」に規定した第 1 警戒体制雨量を超えたとき <u>土砂災害警戒情報</u> を受信したとき ③ その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課 DX推進課 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。	第 3 非常配備 〔非常体制〕	① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 ◎全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。	<table><tr><th>種別</th><th>配備基準</th><th>職員配備体制</th></tr><tr><td>第 1 非常配備 〔準備体制〕</td><td>① <u>レベル 3 大雨警報</u> <u>レベル 3 氾濫警報</u> <u>レベル 3 土砂災害警報</u> <u>暴風警報</u> <u>暴風雪警報</u> <u>大雪警報</u> <u>気象防災速報</u> <u>（竜巻注意/竜巻目撃）</u>のいずれかが発表され ※1 危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき</td><td>総務課長・総務課職員 企画政策課職員 DX推進課職員 } 最低 4 名体制 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※1 <u>防災・危機管理室が参集し、気象台からの情報等（時系列情報等）を収集し、必要に応じ、上記職員配備体制を行う。</u> <u>（レベル 2 土砂災害注意報が発表された場合も同様の対応とする。）</u> 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。</td></tr><tr><td>第 2 非常配備 〔警戒体制〕</td><td>① <u>レベル 3 大雨警報</u> <u>レベル 3 氾濫警報</u> <u>レベル 3 土砂災害警報</u> <u>暴風警報</u> <u>暴風雪警報</u> <u>大雪警報</u> <u>気象防災速報</u> <u>（記録的短時間大雨）</u> <u>（竜巻注意/竜巻目撃）</u>のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 「警戒体制をとる場合の基準雨量」に規定した第 1 警戒体制雨量を超えたとき <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> <u>レベル 4 大雨危険警報</u> <u>レベル 4 土砂災害危険警報が発表されたとき</u> ③ その他市長が必要と認めたとき</td><td>災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課 DX推進課 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。</td></tr><tr><td>第 3 非常配備 〔非常体制〕</td><td>①市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ②その他市長が必要と認めたとき</td><td>災害対策本部の設置 ◎全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。</td></tr></table>	種別	配備基準	職員配備体制	第 1 非常配備 〔準備体制〕	① <u>レベル 3 大雨警報</u> <u>レベル 3 氾濫警報</u> <u>レベル 3 土砂災害警報</u> <u>暴風警報</u> <u>暴風雪警報</u> <u>大雪警報</u> <u>気象防災速報</u> <u>（竜巻注意/竜巻目撃）</u> のいずれかが発表され ※1 危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	総務課長・総務課職員 企画政策課職員 DX推進課職員 } 最低 4 名体制 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※1 <u>防災・危機管理室が参集し、気象台からの情報等（時系列情報等）を収集し、必要に応じ、上記職員配備体制を行う。</u> <u>（レベル 2 土砂災害注意報が発表された場合も同様の対応とする。）</u> 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。	第 2 非常配備 〔警戒体制〕	① <u>レベル 3 大雨警報</u> <u>レベル 3 氾濫警報</u> <u>レベル 3 土砂災害警報</u> <u>暴風警報</u> <u>暴風雪警報</u> <u>大雪警報</u> <u>気象防災速報</u> <u>（記録的短時間大雨）</u> <u>（竜巻注意/竜巻目撃）</u> のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 「警戒体制をとる場合の基準雨量」に規定した第 1 警戒体制雨量を超えたとき <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> <u>レベル 4 大雨危険警報</u> <u>レベル 4 土砂災害危険警報が発表されたとき</u> ③ その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課 DX推進課 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。	第 3 非常配備 〔非常体制〕	①市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ②その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 ◎全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。
	種別	配備基準		職員配備体制																							
	第 1 非常配備 〔準備体制〕	① <u>大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、竜巻注意情報</u> のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき		総務課長 総務課職員 企画政策課職員 DX推進課職員 } 最低 4 名体制 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制（追加） ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。																							
	第 2 非常配備 〔警戒体制〕	① <u>大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報</u> のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 「警戒体制をとる場合の基準雨量」に規定した第 1 警戒体制雨量を超えたとき <u>土砂災害警戒情報</u> を受信したとき ③ その他市長が必要と認めたとき		災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課 DX推進課 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。																							
第 3 非常配備 〔非常体制〕	① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 ◎全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。																									
種別	配備基準	職員配備体制																									
第 1 非常配備 〔準備体制〕	① <u>レベル 3 大雨警報</u> <u>レベル 3 氾濫警報</u> <u>レベル 3 土砂災害警報</u> <u>暴風警報</u> <u>暴風雪警報</u> <u>大雪警報</u> <u>気象防災速報</u> <u>（竜巻注意/竜巻目撃）</u> のいずれかが発表され ※1 危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	総務課長・総務課職員 企画政策課職員 DX推進課職員 } 最低 4 名体制 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※1 <u>防災・危機管理室が参集し、気象台からの情報等（時系列情報等）を収集し、必要に応じ、上記職員配備体制を行う。</u> <u>（レベル 2 土砂災害注意報が発表された場合も同様の対応とする。）</u> 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。																									
第 2 非常配備 〔警戒体制〕	① <u>レベル 3 大雨警報</u> <u>レベル 3 氾濫警報</u> <u>レベル 3 土砂災害警報</u> <u>暴風警報</u> <u>暴風雪警報</u> <u>大雪警報</u> <u>気象防災速報</u> <u>（記録的短時間大雨）</u> <u>（竜巻注意/竜巻目撃）</u> のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 「警戒体制をとる場合の基準雨量」に規定した第 1 警戒体制雨量を超えたとき <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> <u>レベル 4 大雨危険警報</u> <u>レベル 4 土砂災害危険警報が発表されたとき</u> ③ その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課 DX推進課 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。																									
第 3 非常配備 〔非常体制〕	①市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ②その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 ◎全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。																									

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 3 章 第 3 節 ＜旧 P119＞	第 3 災害対策本部【総務課】 1 災害対策本部の設置基準 (1) <u>大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報</u> のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。	第 3 災害対策本部【総務課】 1 災害対策本部の設置基準 (1) <u>レベル 3（大雨警報・氾濫警報、土砂災害警報）、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、気象防災速報（記録的短時間大雨、竜巻注意／竜巻目撃）</u> のいずれかが発表され危険な状態が予想されると	新たな防災気象情報の運用に伴う修正
第 3 章 第 5 節 ＜旧 P141＞	第 2 避難所の設置・運営【災害救助・ボランティア支援班／市民生活班／住宅公園班】 1 避難所の開設 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の <u>開設状況等</u> を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	第 2 避難所の設置・運営【災害救助・ボランティア支援班／市民生活班／住宅公園班】 1 避難所の開設 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の <u>開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u> を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	防災基本計画の改正
第 3 章 第 5 節 ＜旧 P142＞	3 設置場所の選定 一級河川庄川における水害時は、庄川水系洪水浸水想定区域図において浸水深 5 0 センチ以上に示された避難所は開設しないものとする。なお、浸水深 5 0 センチ未満でも砺波市 <u>洪水</u> ハザードマップにおいて、全階利用不適の避難施設については、開設しないものとする。また、土砂災害時は、土砂災害 <u>危険</u> 区域に指定された区域内の避難所は開設しないものとする。 (資料 1－15－3 砺波市 <u>洪水</u> ハザードマップ)	3 設置場所の選定 一級河川庄川における水害時は、庄川水系洪水浸水想定区域図において浸水深 5 0 センチ以上に示された避難所は開設しないものとする。なお、浸水深 5 0 センチ未満でも砺波市 <u>水害</u> ハザードマップにおいて、全階利用不適の避難施設については、開設しないものとする。また、土砂災害時は、土砂災害 <u>警戒</u> 区域に指定された区域内の避難所は開設しないものとする。 (資料 1－15－3 砺波市 <u>水害</u> ハザードマップ)	洪水ハザードマップ見直しに伴う修正

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考																				
第 3 章 第 9 節 ＜旧 P157＞	第 9 節 応援要請計画 第 1 広域応援要請 3 実施方法【総務班／各班】 <u>（追加）</u> <u>（2）</u> 派遣要請は、本部長が災害応急対策又は災害復旧のため職員を確保する必要があると認めたとき、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣を要請するものとする。 <u>（3）</u> 担当業務は、おおむね次のとおりとする。 <u>（4）</u> 受入れ体制	第 9 節 応援要請計画 第 1 広域応援要請 3 実施方法【総務班／各班】 <u>（2）市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u> <u>（3）市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u> <u>（4）</u> 派遣要請は、本部長が災害応急対策又は災害復旧のため職員を確保する必要があると認めたとき、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣を要請するものとする。 <u>（5）</u> 担当業務は、おおむね次のとおりとする。 <u>（6）</u> 受入れ体制	防災基本計画 の改正																				
第 3 章 第 9 節 ＜旧 P157＞	第 1 広域応援要請 【要請先】 <table><tr><td>要請先</td><td>電話番号</td><td>F A X</td><td>県防災行政無線 電話</td><td>県防災行政無線 F A X</td></tr><tr><td>県防災・危機管理課</td><td>076-444-3187</td><td>076-444-3489</td><td>80-11-3360</td><td>80-11-2827</td></tr></table>	要請先	電話番号	F A X	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 F A X	県防災・危機管理課	076-444-3187	076-444-3489	80-11-3360	80-11-2827	第 1 広域応援要請 【要請先】 <table><tr><td>要請先</td><td>電話番号</td><td>F A X</td><td>県防災行政無線 電話</td><td>県防災行政無線 F A X</td></tr><tr><td>県防災課</td><td>076-444-3187</td><td>076-444-3489</td><td>80-11-3360</td><td>80-11-2827</td></tr></table>	要請先	電話番号	F A X	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 F A X	県防災課	076-444-3187	076-444-3489	80-11-3360	80-11-2827	時点修正
要請先	電話番号	F A X	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 F A X																			
県防災・危機管理課	076-444-3187	076-444-3489	80-11-3360	80-11-2827																			
要請先	電話番号	F A X	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 F A X																			
県防災課	076-444-3187	076-444-3489	80-11-3360	80-11-2827																			
第 3 章 第 9 節 ＜旧 P157＞	第 3 自衛隊の災害派遣要請【総務班】 【要請先】 <table><tr><td>要請先</td><td>電話番号</td><td>FAX 番号</td><td>県 防 災 行 政 無 線電話</td><td>県防災行政無線 F A X</td></tr><tr><td>県防災・危機管理課</td><td>076-431-3187</td><td>076-444-3489</td><td>80-11-3360</td><td>80-11-2827</td></tr></table>	要請先	電話番号	FAX 番号	県 防 災 行 政 無 線電話	県防災行政無線 F A X	県防災・危機管理課	076-431-3187	076-444-3489	80-11-3360	80-11-2827	第 3 自衛隊の災害派遣要請【総務班】 【要請先】 <table><tr><td>要請先</td><td>電話番号</td><td>FAX 番号</td><td>県 防 災 行 政 無 線電話</td><td>県防災行政無線 F A X</td></tr><tr><td>県危機管理課</td><td>076-444-9671</td><td>076-444-3489</td><td>80-11-3360</td><td>80-11-2827</td></tr></table>	要請先	電話番号	FAX 番号	県 防 災 行 政 無 線電話	県防災行政無線 F A X	県危機管理課	076-444-9671	076-444-3489	80-11-3360	80-11-2827	時点修正
要請先	電話番号	FAX 番号	県 防 災 行 政 無 線電話	県防災行政無線 F A X																			
県防災・危機管理課	076-431-3187	076-444-3489	80-11-3360	80-11-2827																			
要請先	電話番号	FAX 番号	県 防 災 行 政 無 線電話	県防災行政無線 F A X																			
県危機管理課	076-444-9671	076-444-3489	80-11-3360	80-11-2827																			

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 3 章 第 17 節 ＜旧 P192＞	第 3 下水道施設【上下水道班】 1 応急復旧対応 （2） 応急復旧計画の策定 被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。 なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、② <u>応急復旧工法</u> 、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。 <u>（追加）</u>	第 3 下水道施設【上下水道班】 1 応急復旧対応 （2） 応急復旧計画の策定 被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。 なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、② <u>応急復旧工法（仮設ポンプや合併処理浄化槽の検討を含む）</u> 、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。 <u>2 復旧は、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとし、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進めるものとする。</u>	防災基本計画の改正
第 3 章 第 17 節 ＜旧 P193＞	第 4 電力 1 初動活動体制（北陸電力、北陸電力送配電） （1） 非常災害体制の発令 ア <u>非常災害の情勢により防災体制を発令する。即ち被害が予想される場合は、警戒体制を、災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合は、非常体制を発令する。対策組織としては、本店に総本部、支店・支社に本部、支店・支社の各部所に支部等を設置する。</u> イ 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」等に基づき出動する。 （2） 社外応援体制 被害状況に基づき ア メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。 イ 他電力会社の応援が必要な場合は、 <u>中央電力協議会を通じて資機材・役務の融通等を依頼する。</u>	第 4 電力 1 初動活動体制（北陸電力、北陸電力送配電） （1） 非常災害体制の発令 ア <u>防災業務計画に定める非常災害の情勢により防災体制（警戒体制または非常災害体制）を発令する。</u> 対策組織としては、本店に総本部、支店・支社に本部、支店・支社の各部所に支部等を設置する。 イ 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」等に基づき出動する。 （2） 社外応援体制 被害状況に基づき ア メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。 イ 他電力会社の応援が必要な場合は、 <u>電気事業法に基づき一般送配電事業者 10 社が連名で国に届け出した「災害時連携計画」に基づき、資機材・役務の応援を要請する。</u>	防災機器管理規程の見直しに伴う修正（北陸電力）
第 5 章 第 1 節 ＜旧 P237＞	第 3 林野火災予防【消防本部／商工農林部農地林務課】 1 広報活動の充実 （1） 林野火災の予防を図るため、森林組合等関係機関とともに、林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業従事者、小・中学校の児童生徒、市民等に次の事項を広報する。 ア <u>火入れについての届出の励行</u> イ <u>異常乾燥又は火災警報発令中の火入れの禁止</u> ウ 入山者及び通行人の森林内における火気の取扱い制限等 （2） 駅、市役所、学校、登山口等に、ポスター、警報板等を配備する。 火災警報発令時に防災行政無線、広報車等で火入れの禁止について広報する。	第 3 林野火災予防【消防本部／商工農林部農地林務課】 1 広報活動の充実 （1） 林野火災の予防を図るため、森林組合等関係機関とともに、林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業従事者、小・中学校の児童生徒、市民等に次の事項を広報する。 ア 火入れ <u>を行う場合の許可申請手続きの徹底</u> イ <u>強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合</u> の火入れの禁止 ウ 入山者及び通行人の森林内における火気の取扱い制限等 （2） 駅、市役所、学校、登山口等に、ポスター、警報板等を配備する。 火災警報発令時に防災行政無線、広報車等で火入れの禁止について広報する。	火災予防条例の改正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 5 章 第 1 節 ＜旧 P237＞	2 予防体制の強化 (1) 森林レクリエーション施設等の設置者及び管理者は、休憩所の吸い殻入れや炊飯場所等における簡易防火施設等を整備するものとする。 (2) <u>異常乾燥、強風等の</u> 気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適正に行うため巡回パトロールを実施する。 (3) 林業関係者、消防署、消防団体等は密接な連携のもとに消防訓練、研究会等を実施し、地域の実情に即した予防対策を講じるものとする。 (4) 森林所有者等による自主的な予防活動の組織を育成するものとする。	2 予防体制の強化 (1) 森林レクリエーション施設等の設置者及び管理者は、休憩所の吸い殻入れや炊飯場所等における簡易防火施設等を整備するものとする。 (2) <u>（削除）</u> 気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適正に行うため巡回パトロールを実施する。 (3) 林業関係者、消防署、消防団体等は密接な連携のもとに消防訓練、研究会等を実施し、地域の実情に即した予防対策を講じるものとする。 (4) 森林所有者等による自主的な予防活動の組織を育成するものとする。	火災予防条例の改正
第 5 章 第 1 節 ＜旧 P237＞	第 4 火災警報 <u>（追加）</u> の発令 市長（消防本部）は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報 <u>（追加）</u> を発令するものとする。 1 火災警報の基準 <u>（追加）</u> 2 火災警報 <u>（追加）</u> の伝達 市長（総務課、消防本部及び消防署）は、火災警報 <u>（追加）</u> を発したとき又は解除したときはサイレン吹鳴、広報車、電話、メール、市ホームページ等により住民、隣接市及び関係機関に周知徹底を図るものとする。	第 4 火災警報・ <u>林野火災警報</u> の発令 市長（消防本部）は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報・ <u>林野火災警報</u> を発令するものとする。 1 火災警報の基準 <u>1の2 林野火災警報の基準</u> <u>次の各号のいずれかの条件に該当し、かつ、強風注意報が発表されている場合</u> <u>(1)前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下のとき。</u> <u>(2)前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されているとき。当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことができる。</u> 2 火災警報 <u>及び林野火災警報</u> の伝達 市長（総務課、消防本部及び消防署）は、火災警報 <u>及び林野火災警報</u> を発したとき又は解除したときはサイレン吹鳴、広報車、電話、メール、市ホームページ等により住民、隣接市及び関係機関に周知徹底を図るものとする。	火災予防条例の改正
第 6 章 第 3 節 ＜旧 P251＞	第 1 災害対策本部の設置 1 災害対策本部の設置基準 (1) 暴風雪、大雪警報、 <u>顕著な大雪に関する気象情報</u> のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。	第 1 災害対策本部の設置 1 災害対策本部の設置基準 (1) 暴風雪 <u>警報</u> 、大雪警報、 <u>気象防災情報（短時間大雪）</u> のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。	新たな防災気象情報の運用に伴う修正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧		新		備 考		
第 6 章 第 3 節 ＜旧 P251＞	第 6 章 雪害対策 2 市職員配備基準 職員の非常配備基準は、次の表のとおりとする。		第 6 章 雪害対策 2 市職員配備基準 職員の非常配備基準は、次の表のとおりとする。		新たな防災気象情報の運用に伴う修正		
	種別	配備基準	職員配備体制	種別		配備基準	職員配備体制
	第 1 非常配備 〔準備体制〕	① 暴風雪、大雪警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	総務課長 総務課職員 企画政策課職員 DX 推進課職員 } 最低 4 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 土木課除雪体制等（土木課、都市整備課、 <u>農地林務課（削除）</u> 、上下水道課） 5 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。	第 1 非常配備 〔準備体制〕		① 暴風雪 警報 、大雪警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	総務課長 総務課職員 企画政策課職員 DX 推進課職員 } 最低 4 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 土木課除雪体制等（土木課、都市整備課、 （削除） 上下水道課） 5 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。
	第 2 非常配備 〔警戒体制〕	① <u>暴風雪、大雪警報、顕著な大雪に関する気象情報</u> のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 積雪 1 m を超え、さらに増加するおそれがあるとき ③ 警報発表基準（6 時間 2 5 cm）を大きく超る降雪予報が発表され、危険な状態が予想されるとき ④ その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課、D X 推進課、財政課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、市民課、市民生活課、商工観光課、農業振興課、農地林務課、土木課、都市整備課、上下水道課、市民福祉課、会計課、教育総務課、こども課、生涯学習・スポーツ課、監査事務局・議会事務局、消防署、地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。	第 2 非常配備 〔警戒体制〕		① <u>暴風雪警報、大雪警報、気象防災速報（短時間大雪）</u> のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 積雪 1 m を超え、さらに増加するおそれがあるとき ③ 警報発表基準（6 時間 2 5 cm）を大きく超る降雪予報が発表され、危険な状態が予想されるとき ④ その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課、D X 推進課、財政課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、市民課、市民生活課、商工観光課、農業振興課、農地林務課、土木課、都市整備課、上下水道課、市民福祉課、会計課、教育総務課、こども課、生涯学習・スポーツ課、監査事務局・議会事務局、消防署、地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。
	第 3 非常配備 〔非常体制〕	① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期すため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。	第 3 非常配備 〔非常体制〕		① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期すため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。